

障がい福祉相談支援システム公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市障がい者相談支援業務においては、委託事業により5事業所にて相談業務を行っている。

利用者情報は紙媒体による管理となっており、情報共有は口頭で行われており、スーパーバイズ等を行う際など情報共有において調整に時間を要することが起こりえる状況となっている。

本件システム導入において、上記課題を解消し、スーパーバイズの強化、虐待等の権利擁護に関する情報共有による迅速な対応、必要な支援を迅速に行うとともに、ケース引継ぎでのスムーズな移行、困難ケースの事例検討の情報共有等、相談支援体制をより充実・構築していくことが可能なシステムの導入を行うことを目的とする。

2. 事務の概要

- (1) 業務名称： 障がい福祉相談支援システム導入業務委託
- (2) 業務内容： 「障がい福祉相談支援システム導入業務委託概要仕様書（別紙1）」
（以下「概要仕様書」という）のとおり。
- (3) 契約期間： 契約締結の日から令和9年11月30日まで
- (4) 提案上限額：（総額：19,131千円）
【令和4年度分】833千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
内訳 相談支援システム導入 833千円
【令和5年度以降】
内訳（令和5年度～令和8年度）（年間上限額）3,921千円
相談支援システム保守 1,188千円（12箇月分）
相談支援システム借上 2,733千円（12箇月分）
（令和9年のみ4月～11月分）（年間上限額）2,614千円
相談支援システム保守 792千円（8箇月分）
相談支援システム借上 1,822千円（8箇月分）
- (5) 契約課
沖縄市役所 健康福祉部 障がい福祉課

3. プロポーザルへの参加資格

本公募に参加するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

(1) 単体企業として参加する場合

ア 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 法人税、所得税、地方税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

オ 過去5年間に於いて、同種システムの導入実績があること。

カ 本業務を統括する現場代理人は、オにおける実務経験を有すること。

キ 本業務を確実に遂行できること。

(2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者がそれぞれの業務範囲に応じて上記（1）に掲げる要件を全て満たしていなければならない。この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書を参加表明書の提出時に添付するものとする。ただし、代表となる企業は、主たる業務を担うものとする。

(3) 沖縄県内に、閉庁日を含めて定常的かつ迅速なシステムの保守業務を行うことができる事業所又は営業所を有すること。

(4) 自社にて著作権・改変権を所有していない本件システムを提案する際には、当該システムメーカー承諾のもと、本市システム向けカスタマイズが可能なこと。

(5) 沖縄市個人情報保護条例及び、沖縄市情報セキュリティ基本方針を遵守することについて誓約できること。

(6) 沖縄市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第15号）第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。

4. 提出書類・提出期限

(1) 提出書類

No	提出書類	部数	期限
1	参加表明書（第1号様式）	1部	令和4年10月21日（金） 午後5時まで
2	企業概要書（第2号様式）	1部	
3	機能要件回答書（第3号様式）	1部	
4	提案書（第4号様式）	7部	
5	見積書（第5号様式）	1部	
6	参考見積書（任意様式） ※下記の項目ごとに分かるように記載。 ①機器導入費 ②ライセンス導入費 ③ソフトウェア導入費 ④システム構築設定費 ⑤保守費（56月分） ⑥リース料（56月分）	1部	令和4年11月8日（火） 午後5時まで
7	帳票一覧表及び全帳票様式 （デジタルデータ（CD-R）及び印刷物）	各 1部	
8	企業の実務実績（第6号様式）	1部	
9	予定業務管理者及び主任作業従事者の経歴等 （第7号様式）（担当内容及び専任・兼任を記載）	1部	
10	業務実施体制（第8号様式）	1部	

沖縄市入札参加資格者名簿に登録されていない事業者は、次の書類も別途提出すること。

No.	提出書類	部数	期限
11	履歴事項全部証明書等 ※発行から3カ月以内 ・法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」 ・商号登記していない個人の場合「身分証明書」	1部	令和4年11月8日 （火）午後5時まで
12	財務諸表（直近2年分、欠損の有無確認）	1部	
13	滞納のない証明書 ※発行から3カ月以内 ・法人の場合 「市町村税」「法人税」「消費税および地方消費税」	各 1部	

・個人の場合 「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」		
------------------------------------	--	--

(2) 提出方法

ア 持参または郵送（いずれの場合も提出期限内必着とする）

※各書類を PDF 化したものも、電子メールにて同時に提出すること。

持参の場合は沖縄市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時（12時～13時除く）までに提出する事。郵送の場合は、書留郵便などの配達記録が分かる方法による。（提出書類に不備がある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮した上で発送手続きを行うこと。）

イ 特記事項

追加資料等の提出を求められることがある。

(3) 提出先

住 所：〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

所 属：沖縄市役所 障がい福祉課内（沖縄市役所 1 階）

担 当：新垣

電 話：098 (939) 1212 内線 3151

e-mail： s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp

(4) 参加辞退

本プロポーザルの参加申請後に事業者の都合で参加を辞退する場合は、辞退届（第 10 号様式）を令和 4 年 11 月 8 日（火）までに電子メールで提出すること。また、おって原本を送付又は持参する事。

(5) 提案等に要する費用（提案書の作成に要する費用、旅費等）は参加者の負担とする。

5. 提案書（提出書類 No. 4）について

(1) 提案書は、概要仕様書及び機能要件書の内容を踏まえ、記載事項に従い作成する事。専門知識がなくても理解できるよう、できるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に作成する事。また、概要仕様書及び機能要件書に示していない内容でも、本市にとって有益になると思われるものについては積極的に提案すること。

※提案内容の見積もりに含まれない部分の評価は行わない。

(2) 原則として A4 版とし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。ただし、図表等については A3 判も可とする。添付する説明資料やパンフレット等がある場合はこの限りではない。 ※添付資料は不要なものを避け、最小限にとどめること。

(3) 提案内容はすべて実現可能なものとし、具体的に示すこと。なお、契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、代替案について市と協議の上、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は事業者が負担する事。

6. 質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 様式

質問書（第9号様式）

② 受付期間

令和4年10月22日（土）～令和4年10月26日（水）

③ 提出先

本要領4－（3）に掲げる担当課

④ 提出方法

電子メールにて「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし質問書（第9号様式）を添付して担当課へ送信する事。電話及び直接来所による質問には応じない。

⑤ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和4年10月21日（金）までに参加表明書を提出した事業者全員へ、質問者名は伏せ電子メールにて回答する。

⑥ 最終回答日

令和4年11月1日（火）

7. 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定にあたっては、選定委員会が提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行ったもの（以下「最優秀提案者」という。）を優先交渉権者の候補者として選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書等の提出期限後、その内容について書類審査を実施し、二次審査に参加する上位3社程度を選定する。その後、選定結果について別途通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・デモンストレーション審査）

書類審査によって選定されたものについて、二次審査を実施する。

① 実施日及び場所

実施日 令和4年11月16日頃を予定

実施場所 沖縄市役所

※詳細な日程は後日通知いたします。

② 実施方法

1 事業者につき30分（質疑応答10分を含む）

③ プレゼンテーション・デモンストレーション項目

ア デモンストレーション

システム画面を操作し、デモンストレーションを行うこと。

※実際システムを見せることができない場合には、画面遷移等を提示すること。

イ プレゼンテーション

提案書（第4号様式）に沿って説明を行うこと。

ウ その他

・二次審査においてはパソコン等を使用できるものとし、投影する大型モニタ及びHDMIケーブルは本市で用意する。

※パソコン及び変換機等は提案者側で用意すること。

エ 二次審査出席者は、配置予定の業務管理者、主任作業従事者を含む3名以内とする。

オ 遅刻又は欠席した場合は、参加辞退したものとみなす。

(3) 選定方法

評価事項については、本市評価基準に基づき採点を行い、総合点数が最も高い者を最優秀提案者とし、契約の相手方となる優先交渉権者として決定する。

なお、最高得点者が2者以上あった場合は、2次審査の評価が上位の者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は「提案書」（第4号様式）の「システムの操作性」項目の評価の点数が上位の者を優先交渉権者とする。

上記においても優先交渉権者が決定しない場合は、「提案書」の「検索機能及び統計機能」項目の評価の点数が上位の者を優先交渉権者とする。

なお決定しない場合は、「機能要件書」（第3号様式）の1次審査の評価の点数が上位の者を優先交渉権者とする。

また、優先交渉権者が辞退した場合、次点交渉権者までを選定するものとする。

ただし、一次審査及び二次審査の合計点数が得点率60%に満たない場合は、本市の要求を満たすことができないものと判断し、優先交渉権の候補者としては選定しないことができるものとする。

① 評価については以下の評価事項のとおりとする。

ア 一次評価

評価対象	
企業能力	企業信頼度
	業務実績
	実施体制
	地理的条件
担当者能力	業務実績
機能要件	第3号様式による評価

イ 二次評価

評価対象	
提案内容 (第4号様式)	業務全体のマネジメント
	システムの操作性
	検索機能及び統計機能
	導入機器の提案
	ユーザー管理
	セキュリティ対策
	保守運用
	操作研修等
	自由提案

(4) 優先交渉権者

選定委員会にて選定された優先交渉権者は、本実施要領の「9業務委託契約に関する事項」を踏まえ、決定を受けることにより受託事業者となる。

よって、最終的な契約額と提案価格は必ずしも同額とならない点、また優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある点に留意する事。

(5) 選定結果

優先交渉権者及び次点交渉権者については、二次審査に参加したものに対し文書にて個別に通知し、本市ホームページ上にて令和4年11月30日(水)頃に公表予定。なお選定の有無・審査による獲得点数及び順位のみを通知し、その他の審査内容については公表しない。また、審査等に対して異議及び質問は一切受け付けないこととする。

8. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その参加者の提出した参加表明び提案書を無効とし提出者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ① 実施要領等に示した参加者に必要な要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ その他実施要領等に示した条件に違反した場合

9. 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本業務委託契約に係る随意契約の相手先とし、見積書を徴するとともに、本業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれか該当し、見積書を徴することができない場合及び協議が実施できない場合には、次点交渉者を見積書を徴する相手先として再特定するものとする。

- ア 優先交渉権者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。
- イ 優先交渉権者が、本市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ウ 優先交渉権者が、特定後に本要領 8 に掲げる失格条項に該当し失格となったとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、別紙 1 の概要仕様書及び別紙 2 の機能要件書に定めるほか、提案書等に記載された内容を尊重し、本市及び優先交渉権者が協議の上、定めるものとする。
- ② 本市は、本業務委託の仕様決定にあたり、優先交渉権者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することができる。

(3) 契約金額

- ① (2) の①の結果をもとに、双方協議の上、概算見積額の変更が生じる場合は改めて見積書を徴し、最終的な契約金額を決定する。
- ② 契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(4) 費用の支払い

費用の支払いについて、システム構築に係る費用はシステム構築完了後一括で支払い、システム使用権・機器リース料・保守料は、システム本稼働（システム利用開始）から支払いを行う。

(5) 契約履行

本契約は沖縄市契約規則によるものとする。

10. プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル公募開始	令和4年10月12日(水)
参加表明書の受付期間	令和4年10月12日(水)～令和4年10月21日(金)
質問書の受付期間	令和4年10月22日(土)～令和4年10月26日(水)
質問書への最終回答	令和4年11月1日(火)
その他提出物(提案書、見積等)の受付期間	令和4年11月2日(水)～令和4年11月8日(火)
一次審査の結果通知	令和4年11月11日(金)頃
二次審査の実施	令和4年11月16日(水)～令和4年11月18日(金)頃
最終審査結果の通知	令和4年11月下旬 ※予定
業務委託に係る協議	令和4年11月下旬～12月中旬 ※予定
業務委託契約の締結	令和4年12月中旬 ※予定

※やむを得ず日程が変更となる場合は、直接又はホームページ等によりお知らせ致します。

11. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円単位とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正または変更は一切認められない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製する場合があります。

12. 添付資料

- (1) 障がい福祉相談支援システム導入業務委託(概要仕様書)【別紙1】
- (2) 障がい福祉相談支援システム(機能要件書)【別紙2】
- (3) 提出書類の様式【別紙3】
- (4) 帳票類【別紙4】